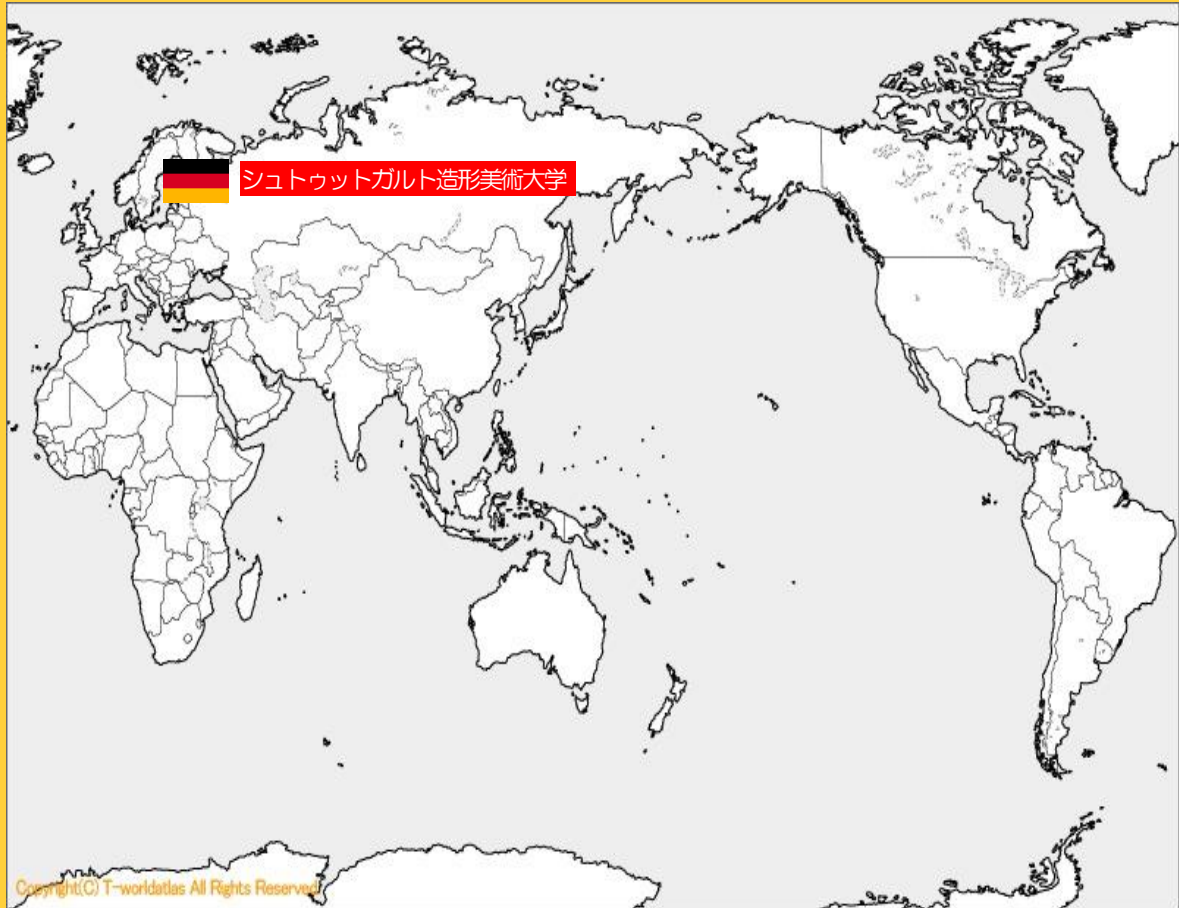


平成30年度  
九州産業大学芸術学部派遣留学生  
募集要項



九州産業大学 国際交流センター

願書提出締切日 平成30年1月10日(水) 16時30分

# 平成 30 年度九州産業大学芸術学部派遣留学生募集要項

## 1. 目的

この派遣留学制度は、芸術学部の学生を大学の代表として、外国の交換留学協定校に派遣し、留学生生活をとおして、グローバルな視野と知識を持った人材の育成を目的とする。

## 2. 派遣先大学・人数及び期間

名称	国名	所在地	人数	授業期間(予定)
シュトゥットガルト造形美術大学	ドイツ	シュトゥットガルト市	1人	2018年10月～2019年2月

## 3. 出願資格

次の(1)～(7)に掲げるすべてに該当しなければならない。

(1) 芸術学部にて在学する学生で、下表の条件を満たす者。ただし、大学院生、研究生及び科目等履修生は出願できない。

在籍学部	派遣時学年	既修得単位数、GPA成績 (教職、司書、学芸員及び社会教育主事の授業科目の単位を除く)
芸術学部	2年次	16単位以上、GPA2.0以上
	3年次	48単位以上、GPA2.0以上
	4年次	80単位以上、GPA2.0以上

(2) 派遣先大学において、真摯に学業に取り組むとともに、国際交流に励み、異文化理解を深めることに意欲を有する者。

(3) 心身ともに健康であり、留学生活に十分に耐えうる者。

(4) 本学で平成 29 年度の定期健康診断を受診した者。または、外部機関で健康診断を受診し、その結果を本学に届出ている者。

(5) 有効な自国の旅券を所持している者又は取得可能である者。

(ただし、シュトゥットガルト造形美術大学への留学はビザ取得が条件となる)

(6) 日本国籍を有する者。

(7) 過去に本派遣制度による派遣学生であった者は出願できない。

## 4. 留学期間中の取扱い

(1) 留学期間中は休学扱いとせず、本学の修業年限に算入する。

## 5. 派遣留学決定後の費用

(1) 派遣先大学の授業料は免除。本学の修学費は所定の期日までに納付しなければならない。

(2) 派遣留学生には、奨学金を支給する。

(3) 渡航費用、生活費、保険にかかる費用等は自己負担とする。

## 6. 願書受付期間、願書提出先

願書受付期間	平成 29 年 12 月 1 日 (金) ～平成 30 年 1 月 10 日 (水) 16 時 30 分
願書提出先	中央会館 2 階 国際交流センター 平日 9:00～16:30 土曜 9:00～12:30

## 7. 出願書類

(1) 「平成 30 年度九州産業大学芸術学部派遣留学生願書」

必要事項はもれなく記入し、出願書類に捺印の上、平成 30 年 1 月 10 日 (水) までに提出すること。

併せて、TOEFL ITP 受験申込書及び TOEFL ITP 受験料証紙を提出すること。

(2) ドイツ語関係の検定、TOEIC、英語検定等を過去に受験したことのある者は、当該スコアシート又は、合格証のコピーを提出すること (A4 サイズ)。

## 8. 選考方法及び選考日程等

- (1)書類審査については、平成 29 年度後期までの学業状況を考慮し、選考の一部とする。
- (2)選考結果発表については、国際交流センター掲示板に掲示する。可否に関する問い合わせには一切応じない。
- (3)第一次選考試験においては、遅刻限度 14 時 35 分を過ぎた者は受験することができない。また、試験終了まで試験会場から退場できない。
- (4)第二次選考試験においては、面接及び作品審査を行うため、対象となる者は自身で作成した作品を当日持参しなければならない。

選考	集合日時	試験会場	出席確認 (受験上の注意)	試験時間	選考結果
第一次選考試験 (書類審査・TOEFL ITP)	1 月 16 日 (火) 14:00	2E308 番教室	14:00~14:15	14:35~16:30	1 月 27 日 (土)
第二次選考試験 (面接・作品審査)	2 月 6 日 (火) 10:00	芸術学部中会議室 (15 号館 4 階)	10:00~10:15	10:30~	3 月 23 日 (金)

## 9. 選考後の予定 (日程等については、別途案内する。)

- (1)派遣留学決定者には、派遣留学許可書の交付 (4 月中) を行う。
- (2)派遣留学生には事前研修 (5 月~7 月)・事後研修 (帰国後) を行う。
- (3)派遣先大学の所在国の査証 (ビザ) 手続の説明を行う。

## 10. 留意事項

### 派遣の中止・帰国命令等について

- (1)国際情勢の重大な変化、テロリズム等により留学に支障があると認められる場合、派遣前にあつては、その派遣について中止し、また留学中にあつては、その留学を中止し帰国命令を出す場合がある。  
派遣留学生は、派遣中止または帰国命令があつた場合は、必ずその指示に従わなければならない。

### 給付奨学金の返還について

- (2)給付された派遣留学生奨学金については、以下のとおり取り扱う。
  - ①渡航前において、大学による中止決定、本人の事情による辞退、及びその他の事由により留学できなくなった場合、派遣留学生は派遣留学生奨学金を返還しなければならない。
  - ②渡航後において、協定校所在国における在留資格の喪失、法令違反、その他の事由により派遣留学資格を取り消された場合、及び本人の事情により定められた留学期間を満たすことなく帰国した場合、派遣留学生奨学金の返還を求める場合がある。その場合、派遣留学生は派遣留学生奨学金を返還しなければならない。

### 派遣留学報告書の提出について

- (3)派遣留学生は、帰国後速やかに所定の派遣留学報告書を提出し、研修報告及び発表を行うこと。

### その他

- (4)平成 30 年度後学期期間中の派遣となるので、特に新 4 年生は、卒業研究等、卒業に必要な取得単位に留意し、申請すること。

## 11. 問い合わせ先

〒813-8503 福岡市東区松香台二丁目 3 番 1 号  
九州産業大学 国際交流センター事務室 (中央会館 2 階) TEL 092-673-5588  
グローバルプラザ (2 号館 1 階) TEL 092-609-9451